



能丸税理士事務所通信



能丸政孝税理士事務所


〒805-0061

北九州市八幡東区西本町4丁目14番14-101号

TEL 093-662-1331 FAX 093-662-1346

～ 年内贈与のメリット ～

平成27年1月1日以降の相続から相続税の取り扱いが大きく変わります。
最も大きな改正点は基礎控除額の縮小です。

| | |
|--|---|
| 現 行 | $5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$ |
|  | |
| 平成27年1月1日以降 | $3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$ |

今年中に110万円の贈与税基礎控除を利用しませんか。

贈与税は、1年間（1月1日～12月31日）に贈与を受けた財産に課税されますが、110万円までは、税金がかかりません。

例えば、妻、子供、孫の3人に110万円ずつ贈与すれば、年間330万円を無税で贈与することが出来ます。

相続・贈与に関して何かご相談がありましたら当事務所までご連絡下さい。

